



栃木市マスコットキャラクター
とち介

農業委員会だより とちぎ

2025.7.1
第 23 号

発行：栃木市農業委員会
編集：農業委員会だより編集委員会
電話：0282-21-2393



目次

- 地域計画を策定しました……………P2
- 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答書……………P3
- 農業委員全員が
家族経営協定を締結……………P4
- 下都賀地区女性農業委員
ネットワーク研修会……………P4
- 事務局からのお知らせ……………P5.6.7
- 食育活動について……………P6
- 頑張ってます! Agrist……………P7.8
- 編集後記……………P8

栃木県は全国でも有数のビール麦（二条大麦）の生産地です。

気候と土壌がビール麦の栽培に適しており、県南部を中心に、米や大豆の収穫後にビール麦を栽培する二毛作のサイクルが定着しています。県内でも栃木市は特に栽培が盛んです。

このように栃木市をはじめ県内でビール麦が多く栽培されているのは、明治時代の農学者田村律之助（大平町出身）がビール会社との契約を推進し、いち早くその栽培を導入、普及させたことによります。

初夏の頃、「麦秋」と呼ばれる黄金色の麦畑が、一面に広がっている光景が市内全域で見られます。

「地域計画」(旧人・農地プラン)を策定しました

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を市内6地域19地区で策定しました。この計画は、令和5年度から令和6年度にかけ各地域で座談会を開催し、農業者や関係機関の皆様の意見を反映したものです。

現在、高齢化と人口減少などにより、農業を継続し地域の田畑を維持していくことが難しくなっています。「地域計画」とは、今後も農業を続け、次の世代に引き継いでいくために、地域の方々の話し合いに基づき、地域農業のおおむね10年後の将来のあり方についてまとめたもので、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、将来の農地の利用を考えた「目標地図」が付属されています。この地域計画は、栃木市ホームページで公表しています。

地域計画は、策定後も地域の実情に合わせて随時見直し(変更)をしていきます。見直し(変更)が必要なときは次のとおりです。

- ①地域計画の内容を変更・追加するとき
- ②目標地図や地域農業を担う者名簿を変更・追加するとき
- ③地域計画の区域から除外するとき

詳しい内容や手続きについては、農業振興課【電話 21-2381】にお問合せください。



座談会(全体説明)の様子



座談会(目標地図案確認)の様子

**令和7年4月以降農地転用をお考えの皆様へ
農地を転用するには、事前に地域計画の変更が必要となります！**

農地転用には、転用予定の農地が地域計画の区域から外れている必要があります。令和7年4月1日付で策定される地域計画には市内の農地は原則含まれているため、転用には地域計画の変更が必要となります。

転用の許可申請に際しては今までの許可申請書類に加え、地域計画の変更申出書をご提出ください。営農型太陽光を除く砂利採取等の一時転用には地域計画の変更は不要です。また非農地証明願も同様の手続きが必要です。

詳しい手続き内容については、市ホームページをご覧ください。農業委員会事務局までお問合せください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話 21-2395



地域計画は
こちらから！

農地等利用最適化推進施策に 関する意見書に対する回答書

昨年8月1日に提出した意見書の回答が2月3日市からありましたので、概要をお知らせします。

① 農地の利用集積について

【意見】 基盤整備や圃場の大区画化等が、着手しやすくなるよう、国・県に要望いただくとともに、市独自の補助金の検討をお願いしたい。

【回答】 農家戸数が減少し、担い手への集積や経営の法人化が進むと、「所有と耕作の分離」が一般化し、耕作者は「条件の良い農地」を強く求めるようになることから、基盤整備事業は、そのニーズに応える有効な方法になります。

基盤整備事業では、農地中間管理機構を活用することで地元の工事費負担をゼロにすることができるとともに、「地域集積協力金」の対象にもなり、その使い道は地元で決めることができま

す。また、草刈など日常的な管理には「多面的機能支払交付金」を活用する

ことで、地権者や地域の皆様の金銭的な負担を軽減できます。

しかし、それ以上に重要なのは、基盤整備に対する一人ひとりの思いに向き合い、関係者が協力することだと思います。市は、地元の負担や不安の軽減に役立つ制度を最大限活用するとともに、実情を踏まえた要件の緩和を国県等に働きかけてまいりますので、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様には、地元の機運の醸成や合意形成をお願いするとともに、農地の受け手となる担い手の確保・育成にご協力をお願いいたします。

なお、基盤整備事業には、比較的小規模な農地整備を対象としたものもあり、更に小規模な場合には、県単独、市単独事業も検討可能ですので、ぜひご相談ください。

② 新規参入の促進について

【意見】 定年退職者等を新たな担い手として活躍できる、仕組みづくりや、

親元就農支援制度の新設を要望したい。

【回答】 定年退職前の就農や親元就農については、農地、技術、資金（初期投資）などを比較的確保しやすいことから、これまで、支援が限られていました。しかし、農家戸数が急激に減少し将来の担い手の確保が急務となる中、国は、親元就農者を支援対象に含めた新たな制度を創設しました。その中身は、親や第三者から経営を継承して農業を始める際に掛かる費用を支援するもので、機械や施設の導入のほか修繕・移設・撤去費用なども対象になっています。

また、市は、金銭以外の支援、例えば栽培の基礎を学ぶ研修や農業機械のレンタル、経営改善に関するアドバイザーなど、技術面や経営面での負担・不安を軽くする支援の充実を図り、就農しやすくしていくとともに、本人の意欲に応じてステップアップして行けるような仕組みを構築してまいります。

③ 獣害対策について

【意見】 地域内の獣害対策について、地域計画に基づき農業者と自治会等で話し合った必要な対策が、効果的に実施できるよう、地域計画と連動した新

たな助成制度創設を国や県に要望していただきたい。

【回答】 獣害対策は、①生息地となる藪（やぶ）地や餌となる放置野菜・果樹等の除去などの「生息環境管理」、②箱わななどによる加害獣の「捕獲」、③柵の設置や追い払いなどの「侵入防止対策」の3つの柱を中心に進めていく必要があります。また、獣害は地震や風水害と同様、特定の加害者が存在しない自然災害であるため、対策を講じるにあたっては、個人が自ら農地を守る「自助」、集落全体で協働して実施する「共助」、行政が支援する「公助」の連携が必要です。

そのため、市では、個人や地域に対し、引き続き補助制度の周知と取組への支援を行っていくとともに、対象者の範囲の拡大についても検討してまいります。また、地域の実情や加害鳥獣の特性を踏まえて効果的に対策を実施していくためには、費用はもとより専門的な知識・技術も欠かせないことから、市は、国・県の制度を最大限活用するとともに、専門家の力もお借りしながら、地域の皆様や関係機関と連携・協力して対策を進めてまいります。

農業委員全員

「家族経営協定」を締結しました

家族経営協定とは、意欲と生きがいを持って農業に取り組んでいくために、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などを家族間で話し合いながら取り決めるものです。必要に応じて内容の見直しも行っていきます。

家族での農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確ではなく、役割や労働時間、報酬などの就業条件が曖昧になりがちです。家族経営協定の締結をきっかけとして家族間で話し合う機会が増え、その結果が経営にも生活にもより良い方向へ反映されることで期待されています。農業委員会ではこれからも協定を結ぶことの意味と必要性を広く発信していきます。

《泉田裕美 委員》

家族経営協定書

栃木市



下都賀地区女性農業委員

ネットワーク研修会に参加

県南3市2町の女性農業委員と農地利用最適化推進委員で構成された「下都賀地区女性農業委員ネットワーク」が2月21日（金）に小山市で行われました。小山市と野木町が主催でレジンのアクセサリ作りを体験しました。レジンを色付けして、型に流し、UVライトで固めるといった手順で作成しました。初めての体験でしたが、素晴らしい作品に出来上がり参加者全員大満足でした。昼食後は会員同士の交流会が行われました。同じ下都賀地区でも市町によって活動内容や地域の抱えている問題に違いがあると分かりとても有意義な意見交換になりました。

7月3日（木）には同研修会が栃木市で行われました。とちぎ花センターで草木染めを体験してか

ら、宿泊施設「みかも自然の家」を見学しました。ネットワーク研修会も回を重ねておりますので今後の活動に役立つ情報交換ができました。

【小林真理子 委員】



農地の適正管理をお願いします

【農地の適正管理について】

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地として有効に利用されていない耕作放棄地が増加しています。耕作放棄地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化や火災の発生原因となる恐れがあります。

農地の所有者等は、責任を持って耕起・草刈り・除草等を行い、農地の適正管理をお願いします。

【農地パトロールの実施について】

農業委員会では農地の無断転用や耕作放棄地の発生を防止するため、7～8月頃に農地パトロールを実施します。調査の方法は、農地を見回り、耕作の状況などを見て、「遊休農地（荒廃農地）」になっているかどうかを判断します。その際、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地へ立ち入ることなどがありますので、ご理解・協力をお願いします。

【遊休農地の課税強化について】 下図参照

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地所有者等には、10～11月頃に利用意向調査を実施します。調査票が届いた際には、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

この利用意向調査に対し、未回答の方や意向通りにされない方については遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の約1.8倍となる可能性があります。

なお、農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明するなど、課税強化の対象とならない場合もあります。

【農地の転用について】

農地に土砂を入れたり、砂利を敷いたりすることは転用という行為にあたり、事前の許可、届出等が必要になります。

また、市街化区域を除く農地では令和7年4月1日以降、地域の将来の農地利用の姿を明確化した地域計画を定めており、地域計画の変更申出書が必要になります。

農地を転用する際は、事前に農業委員会にご相談ください。

農地法に基づき、遊休農地については以下の措置がなされます

今年の
7～8月頃

農業委員会が全農地の利用状況を確認します。

今年の
10～11月頃

遊休農地の所有者等には、農業委員会から**利用意向調査票**が届きます。

来年の
6月頃

表明した意向どおりに実施しているか、農業委員会が確認します。

来年の
7月頃

意向どおりに実施していない場合は、農業委員会から農地中間管理機構による遊休農地の借入の協議の勧告が行われます。

再来年の
1月1日

勧告を受けている農地は、その納付する年度の**固定資産税の評価額が約1.8倍**になります。

※スケジュールは前後する場合があります。



相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村に届出をお願いいたします。

なお、届出には農地の権利を取得したことがわかる書類が必要となりますので、法務局にて所有権移転登記を済ませた後、登記完了証等を持参の上、農業委員会事務局に届出書の提出をお願いいたします。（農地の相続等を受けた日からおおむね10ヶ月以内に届出願います。）

この届出は、会社などにお勤めの方が農地を相続した場合など、実際には農業に従事していない方の場合でも必要になります。

～農地を取得後、次のような場合には農業委員会にご相談ください～

- Q** 農業を続ける予定ですが、相続税の軽減などは、受けられますか。

A 農地を相続した本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります。
- Q** 会社に勤めているので、自分で農作業を行うことは難しいのですが。

A 栃木市農業公社が農地の利用調整のお手伝いを行っていますので、ご相談ください。例えば、依頼により規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。
- Q** 農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

A 自分の所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。必要な許可や届出をしないまま、売買・貸借・転用をしてしまいますと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。
- Q** 農地の相続登記はいつまでに行えばいいですか。

A 不動産登記法の改正により、令和6年4月から相続した土地の登記が義務化され、相続したことを知った日から3年以内に相続登記する必要があります。また、義務化前の相続も対象になります。令和9年3月末までに登記する必要がありますので、ご注意ください。

なでしこ委員会が食育活動を行いました

5月13日赤津小学校の3年生13人を対象に食育活動を実施しました。いちごが栽培され食卓に届くまでの工程を見学、体験しました。

最初に都賀町原宿にあるJAしもつけ北部アグリサポートセンターの出荷場を見学した後、栽培農家に移動し、手作りの紙芝居をなでしこ委員が読み聞かせました。その後、いちご摘み、いちごジャムの作り方、折り紙でいちごを作ろう！など「いちごづくし」の体験となりました。

【泉田裕美 委員】

栃木県で7種類のイチゴを生産していること初めて知りました



JA職員青木契人さんによる説明

いちごつみはじめて！楽しかった



丸くなるのはミツバチが大切なんだね

子どもの苗に名前があって面白かった



なでしこ委員による紙芝居

農業者年金に加入しませんか

1 農業者なら広く加入できます

農業者年金は次の3つを満たす方であればなたでも加入することができます。

○ 加入要件

- ア 年間60日以上農業に従事する方
- イ 国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）
- ウ 65歳未満の方（60歳以上は、国民年金の任意加入者）

2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心

財政方式は加入者の支払った保険料が将来自らの年金給付に使われる「積立方式」です。また、積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる「確定拠出型」が採用されています。

保険料など年金資産は国内債券、国内株式、外国債券、外国株式という複数の資産に分散投資し安全かつ効率的に運用されています。詳しくは基金HPを参照下さい。 <https://www.noumen.go.jp/noumen/shisan/jokyou/>

3 保険料は自分で選べる

月額2万円～6万7千円までの間で、千円単位で自由にいつでも変更することができます。

4 終身年金

農業者年金は、原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳到達月まで

に受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

5 社会保険料控除など税制面での優遇措置

○主に以下の3つの優遇措置があります。

- ア 保険料の全額が、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になり、支払った保険料の15%から30%程度の税額が安くなる「節税効果」があります。
- イ 一般の預貯金等の利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税となり、その分年金原資が多くなります。
- ウ 受け取る年金も、税制上、公的年金等控除の対象になり、65歳以上の方であれば、原則公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

6 農業の担い手には保険料の国庫補助あり

認定農業者や青色申告者など、一定の要件を満たした方は、月額保険料2万円のうち4千円から1万円の国庫補助を受け取ることができます。

保険料の国庫補助とその運用益は、将来、農業経営から引退（経営継承）すれば、特例付加年金として受け取ることができます。

くわしい内容については、農業委員会事務局（☎21-2393）までお問い合わせください。

アグリスト
頑張ってます! Agrist(農・業・人)

**働きやすい環境で、
 おいしいトマトを
 消費者に届けたい!**

栃木市木野地町

ユニバーサル ヤード
株式会社 Universal Yard

代表取締役 **仲田 愛さん 真由美さん**

令和6年8月に「株式会社Universal Yard」を設立し、栃木県農業士にも認定された舛田愛さんにお話を伺いました。

○経営状況を教えてください。

私と妻、社員2人とパートさん17人計21人で作業をしています。27年前に30aから始まったトマトは115aまで規模拡大しています。他には水稲150a、直売野菜20aです。私と妻はトマト専従で両親が水稲と直売野菜を担当しています。トマトはハウスごとにチーム制をとり、多くの仕事を社員に任せられるようにしています。経理の仕事は妻が担当しています。



○農業をはじめたきっかけはなんですか

親が農業を営んでおり米、麦、なすを作っていました、休みがないというイメージがあり、学生時代は農業を始めようと思っていませんでした。しかし、長男であることや新しい作目にチャレンジしてもよいと言われてきたことで就農を決めました。大山寛名誉農業士のもとで1年間トマトの研修を受け栽培と経営管理を学び平成9年に就農しました。

○工夫している点は?

毎日朝礼を行い一日の業務を確認してから仕事を開始します。給料日にはパートさん一人ひとりとの面談を行い、職場環境の把握と働きやすさの向上に取り組んでいます。法人にしたのも社員とパートさんの働きやすい環境を作ることが大きな理由です。また、どこにいてもスマートフォンでハウス内の温度や湿度、土壌水分の値等を確認できるよう見える化に取り組みました。効率よくするために葉散もロボットで散布するため社員にも任せられるようになりました。



○農業をやっているの喜びは何ですか

自分が作っているトマトを食べてもらっておいしいと言われたときや思い通りの作物が作れたとき、それに収穫量や売上に結果が出たときです。自然が相手なので思うようにいかないときもありますが、ミスしない努力をして結果が出たときは苦労した甲斐があります。

○今後の目標はなんですか

会社を維持していくことです。経費が上がっても価格に転嫁できないのが課題ではありますが、今後も状況を見ながら工夫して乗り切りたいと思います。

〈取材：長 明美委員〉

紙面はオールカラーで「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指し、編集・発行しています。ぜひ一度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞を購読してみませんか。購読のお申し込みは、農業委員又は農業委員会事務局（☎21-2393）までご連絡ください。

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門紙です。農政の動きと、かわる経済・経営・農地・地域社会問題等、毎週様々なテーマをお伝えしています。現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなど幅広く伝え、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。

全国農業新聞を購読してみませんか

発行所…全国農業会議所
 毎週金曜日発行
 購読料…月700円
 「送料、消費税込み」

アグリスト
頑張ってます! Agrist(農・業・人)

**今までの農業は「家業」だった
 これからの農業は「職業」に
 しないといけない!**

栃木市岩舟町和泉
 みつもり しゅんすけ のりこ れん
三ツ森俊介さん 紀子さん 蓮さん
 とざわしげさく くにこ
戸沢正作さん クニ子さん

建設会社勤務を経て、妻・紀子さんの実家を継ぎ農業を営んでいる三ツ森俊介さんにお話を伺いました。経営状況はいちご33a、水稻400a、ビール麦450aです。

○タイトルについてもう少し詳しく教えてください。

これまで農業は家業として捉えられてきました。農家に生まれた子供が経営を継ぐといったイメージです。しかし、生活と仕事のバランスが重要視される昨今、農業の担い手は減る一方です。農家に生まれたからではなく、若い人達に職業として農業を選んでもらわないといけない局面にきています。そのためには一生懸命だけでなく、効率良く働き、しっかりと利益を出しつつも、休みを取れる環境を作らなければなりません。



○利益を出しつつ休みも…、効率良くて具体的にどうするのですか？

一番大切なのは生産管理です。例えば、定植の日や田植えの日などの日付を決めたら逆算してスケジュールを組みます。一度決めたスケジュールは必ず実行に移します。一日の遅れが一週間の遅れ、一か月の遅れへとつながるからです。忙しくても収穫を一か月後ろ倒しにすることはできませんからね。また、スケジュールは想定外のことが起きたとき体制を立て直す時間まで考えて組みます。

○効率良くするために、他にはどんなことをしていますか？

現在はスマホでハウス内の空気中に含まれる水や二酸化炭素の量などを確認し、手で制御システムを動かすことで、ハウス内の環境をコントロールしています。しかし、将来的には制御システムが蓄積された過去のデータからこれらの作業をすべて自動で行うようになるのが目標です。良かった時と悪かった時のデータを比較すれば年数を重ねるごとに質の高い作物が収穫でき利益につながります。人力での作業が減り、より少ない労力でより多くの利益を得ることができると思います。こうした

取り組みは冒頭のしっかりと利益を出しつつも、休みを取れる環境作りにつながります。

○農業に興味がある若い人に向けてコメントをお願いします！

私の場合は建設会社で現場監督をしていた経験が農業に生きました。建設現場では一日の遅れが致命的となる事がありますから工程管理が欠かせません。建設会社と農業は異なる職業ですが、近いところがあったのだと思います。ですので、この記事を読んでいる人の中に学生さんがいたら、農業以外の社会経験を積んでから農家になるのもいいと思います。他分野で学んだ知識や多様な人と一緒に働いた経験は農業でも役立つと思いますよ！



◀取材：佐山 耕基委員▶

編集後記

令和7年7月19日をもって農業委員の3年の任期が満了となり、現メンバーでの発行は今回が最後となります。令和の米騒動とも呼ばれる米価の高騰をはじめ、気候変動により野菜の価格も落ち着かなくなるなど農業情勢も日々変化しています。そんな中での農業委員会だよりの発行となりました。これからも委員の活動や農業者の活躍などいろいろな情報をお伝えしていきます。皆様からのご意見ご感想をお寄せいただければと思います。

《編集委員長 長 明美》

農業委員会だより編集委員会

- | | | |
|------|-------|----|
| 委員長 | 長 | 明美 |
| 副委員長 | 大谷 | 朗 |
| 委員 | 小林真理子 | |
| 委員 | 泉田裕美 | |
| 委員 | 川嶋房代 | |
| 委員 | 川田久子 | |
| 委員 | 佐山耕基 | |

バックナンバーは
 ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/60/59568.html>

